

就学援助制度について

唐津市教育委員会

◆ 就学援助とは

児童生徒又は入学予定者とともに唐津市内に住所を有し、経済的な理由により学用品費や給食費等の支払いにお困りの保護者に対して、その費用の一部を援助する制度です。

対象となる世帯（下記のいずれかに該当する世帯）

- (1) 生活保護が停止または廃止になり、その後も経済的な理由により子どもの就学が困難な世帯
- (2) 同居者全員の前年の合計所得額・課税額等を鑑み、就学援助を支給する必要があると認められ、子どもの就学が困難な世帯
- (3) 上記のほか、保護者の職業が不安定で現在生活に困っている等その他の理由により、子どもの就学が困難な世帯

◆ 援助内容

認定されると下記の援助が受けられます。（状況により該当しない費目もあります。）

援助費目	支給時期	令和2年度支給額（参考）	
		小学校	中学校
学用品費等	年3回 (8月・12月・3月)	15,550円（年額） (1年生は13,230円)	27,310円（年額） (1年生は25,040円)
新入学学用品費 (4月認定の1年生のみ)	1学期	51,060円	60,000円
給食費	年3回 (8月・12月・3月)	実費	実費
医療費（※1）	治療後	保険診療による一部負担額を医療機関に振り込みます。	
修学旅行費	実施後	実費 (限度額あり)	実費 (限度額あり)
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実施後	交通費見学料実費 (限度額あり)	交通費見学料実費 (限度額あり)

※1 トラコーマ（伝染性結膜炎）及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿かしん（とびひ）、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯（むし歯）、寄生虫病が対象です。

◆ 申請方法

申請方法については、就学される学校へお尋ねください。

※ 小学校、中学校両方に子どもがいる場合は小学校へお願いします。

※ 入学前の申請手続き（新小・中1年生のみ）

4月に唐津市の小・中学校に入学予定の子どもがいる世帯で、要件に該当する世帯に対して、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。詳しい手続きは、就学される学校へお尋ねください。

この制度は、子どもが学校生活を円滑に送ることを目的にしたものです。虚偽の申請や目的外の使用が発覚した場合は認定を取り消します。
学校集金（校納金・給食費等）が免除になる制度ではありません。月々の納付については、ご理解をお願いします。

※ 認定の認否については、教育委員会で協議し決定いたします。
 必要に応じて、説明を求めることもありますのでご了承ください。